

(無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を改正する省令案 新旧対照表)

(傍線部分は改正部分)

	次に掲げる送信設備	四八
四八MHz以下	以下の周波数の電波を送信するもの	四八MHzを超え七
度が毎秒三・八四メガチップのもの	のを除く。)であり、かつ、空中線電力が二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超えるもの	MHz以下の周波数の電波を送信するもの
二三デシベル(一ミリワットを〇デシベル	(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの	MHzを超え七
四八MHz以下	(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの	MHz以下の周波数の電波を送信するもの
度が毎秒三・八四メガチップのもの	(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの	MHzを超え七
四八MHz以下	(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの	MHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。)であり、かつ、空中線電力が二三デシベル(一ミリワットを〇デシベル

		割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの
(一)	(二)	次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が一二三デシベル（一ミリワットを〇・デシベルとする。）を超えるもの
(二)	(一)	第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの
(三)	(二)	第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの
(四)	(三)	第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの
(四)	(四)	第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

<p>(二) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものを超えるもの</p>	<p>(二) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものを超えるもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものを超えるもの</p>
八七	八七
四七	四七

<p>(二) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものを超えるもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものを超えるもの</p>	<p>(二) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものを超えるもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものを超えるもの</p>
八七	八七
四七	四七

三十二 (略)	<p>(四) 移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒二・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>次に掲げる送信設備(七一八MHzを超える四八MHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。)であり、かつ、空中線電力が二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無线局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	八七
(略)		五八

三十一 (略)	<p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無线局と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>
(略)	
(略)	

十四シ															

十四シ															

の種別	無線局	基地局	別	受信装置の区分
周波数帯	ア	ア	ア	周波数帯
電波を受信する受信装置	七一八MHzを超えて七四八MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 一、〇〇〇MHz未満(七六三MHz以下を除く。) 上八二三MHz以上を除く。)	ア 一、〇〇〇MHz未満(七六三MHz以下を除く。) 上八二三MHz以上を除く。)	任意の一MHz幅で(一)五七デシベル以下の値
MHz以下	ア 二、〇一〇MHz以上(一〇二五MHz以下を除く。)	イ 一、〇〇〇MHz以上(二・七五GHz以下(二、〇一〇MHz以上三、一〇二五MHz以下を除く。))	イ 一、〇〇〇MHz以上(二・七五GHz以下(二、〇一〇MHz以上三、一〇二五MHz以下を除く。))	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
値	任意の一MHz幅で(一)五三デシベル以下の値	任意の一MHz幅で(一)五三デシベル以下の値	任意の一MHz幅で(一)五七デシベル以下の値	周波数帯の限度

六〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下又は八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

帶無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに八一五MHzを超える八四五MHz以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	の種別
	基地局
	受信装置の区別
	周波数帯
	の限度
	副次的に発する電波

電波を受信する受信装置	電波を受信する受信装置
九四五MHzを超える下の周波数の電波を受信する る受信装置	八六〇MHzを超える下の周波数の電波を受信す る受信装置
イ 九〇〇 MHz以 下を除く。 MHz 以下 及び 九四 五 MHz 以上 九六〇 MHz 以 上 九六〇 MHz 未 来	ア 一、 〇〇〇 MHz 以上 八九〇 MHz 未 來

二 (略)

三 シングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

基地局の種別	無線局別	受信装置の区分	周波数帯	副次的に発する電波の限度	上九一五MHz以下	下及び九四五MHz以上九六〇
電波を受信する受信装置の下の周波数の電波を受信する	八一五MHzを超える八四五MHz以降の受信装置	電波を受信する受信装置	七一八MHzを超える七四八MHz以下の周波数の電波を受信する	ア(一)、(二)、(三)MHz以上	ア(一)、(二)、(三)MHz以上	ア(一)、(二)、(三)MHz以下
下を除く。)上九〇〇MHz以降の受信装置	ア(一)、(二)、(三)MHz以上未満(八五〇MHz以降の受信装置)	ア(一)、(二)、(三)MHz以上未満(八五〇MHz以降の受信装置)	イ(一)、(二)、(三)MHz以上未満(七六三MHz以下)	イ(一)、(二)、(三)MHz以上未満(七六三MHz以下)	イ(一)、(二)、(三)MHz以上未満(七六三MHz以下)	イ(一)、(二)、(三)MHz以下
下の値	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下	任意の一〇〇kHz幅で(二)六〇デシベル以下の値

二 (略)

三 シングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

基地局の種別	無線局別	受信装置の区分	周波数帯	副次的に発する電波の限度	上九一五MHz以下	下及び九四五MHz以上九六〇
電波を受信する受信装置の下の周波数の電波を受信する	八一五MHzを超える八四五MHz以降の受信装置	電波を受信する受信装置	七一八MHzを超える七四八MHz以下の周波数の電波を受信する	ア(一)、(二)、(三)MHz以上	ア(一)、(二)、(三)MHz以上	ア(一)、(二)、(三)MHz以下
下を除く。)上九〇〇MHz以降の受信装置	ア(一)、(二)、(三)MHz以上未満(八五〇MHz以降の受信装置)	ア(一)、(二)、(三)MHz以上未満(八五〇MHz以降の受信装置)	イ(一)、(二)、(三)MHz以上未満(七六三MHz以下)	イ(一)、(二)、(三)MHz以上未満(七六三MHz以下)	イ(一)、(二)、(三)MHz以上未満(七六三MHz以下)	イ(一)、(二)、(三)MHz以下
下の値	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下	任意の一〇〇kHz幅で(二)六〇デシベル以下の値

陸上移動局								
(略)	イ ー、 ○ ○ ○ MHz 以下	ア ー、 ○ ○ ○ MHz 以下	ウ ー、 ○ ○ ○ MHz 以下	イ ー、 ○ ○ ○ MHz 以下	ア ー、 ○ ○ ○ MHz 以下	イ ー、 ○ ○ ○ MHz 以下	ア ー、 ○ ○ ○ MHz 以下	イ ー、 ○ ○ ○ MHz 以下
(略)	ウ ー、 ○ ○ ○ MHz 以下 を除く。)	イ ー、 ○ ○ ○ MHz 以下 を除く。)	ウ ー、 ○ ○ ○ MHz 以下 を除く。)	ア ー、 ○ ○ ○ MHz 以下 を除く。)	ウ ー、 ○ ○ ○ MHz 以下 を除く。)	イ ー、 ○ ○ ○ MHz 以下 を除く。)	ア ー、 ○ ○ ○ MHz 以下 を除く。)	イ ー、 ○ ○ ○ MHz 以下 を除く。)

陸上移動局									
(略)	任意の MHz 幅で （一） 四七デシベル 以下の 値	任意の MHz 幅で （一） 五二デシベル 以下の 値	任意の MHz 幅で （一） 四七デシベル 以下の 値	任意の MHz 幅で （一） 五二デシベル 以下の 値	任意の MHz 幅で （一） 五二デシベル 以下の 値	任意の MHz 幅で （一） 三〇〇 MHz 以上	任意の MHz 幅で （一） 二、〇一〇 MHz 以上	任意の MHz 幅で （一） 二、〇二五 MHz 以上	任意の MHz 幅で （一） 六五・九 MHz 以上
(略)	電波を受信す る受信装置	下の周波数の 電波を受信す る受信装置	え九一五 MHz 以降	九〇〇 MHz 以降	下を除く。	ア 一、〇〇〇 MHz 以上	ア 一、〇〇〇 MHz 以下	ウ 二、〇一〇 MHz 以下を除く。)	イ 一、〇〇〇 MHz 以上（一、四 六五・九 MHz 以下（一、四 六五・九 MHz 以上

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（次条及び第十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。）であつて、**八一MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超える八〇三MHz以下、八一五MHzを超える八四五MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超える九一五MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超える一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超える一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超える一、八七九・九MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超える九一五MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超える九一五MHz以下、一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超える九一五MHz以下、一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超える九一五MHz以下、一、九二〇MHzを超える一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超える二、一二〇MHz以下又は二、一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの（第三項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあっては、第二号に限る。）に適合するものでなければならない。**

2・3 (略)

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行なう陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行なう無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの（**七一八MHzを超える七四八MHz以下、七七三MHzを超える八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超える九一五MHz以下又は九四五MHzを超える九六〇MHz以下**の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、前条に規定する無線設備については、この限りでない。

無線設備の区分	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超える一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超える二、一七〇MHz以

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（次条及び第十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。）であつて、**八一MHzを超える八四五MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超える九一五MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超える九一五MHz以下、一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超える九一五MHz以下、一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超える九一五MHz以下、一、九二〇MHzを超える一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超える二、一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの（第三項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあっては、第二号に限る。）に適合するものでなければならない。**

2・3 (略)

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行なう陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行なう無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの（**九〇〇MHzを超える九一五MHz以下又は九四五MHzを超える九六〇MHz以下**の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、前条に規定する無線設備については、この限りでない。

無線設備の区分	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超える一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行なう陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行なう無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの(七一八MHzを超えて七四八MHz以下、七七三MHzを超えて八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超えて九一五MHz以下又は九四五MHzを超えて九六〇MHz以下又は九四五MHzを超えて九六〇MHz以下)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周	波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超えて八〇三MHz以下、八三二MHz	○MHz以下、九四五MHzを超えて九六〇MHz以下、八三八MHzを超えて八四六MHz以下、八六〇MHzを超えて八九一MHz以下、一、四七五・九MHzを超えて一、五一〇MHz以下又は一、一〇〇MHzを超えて一、八七九・九MHz以下又は二、一〇〇MHzを超えて二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超えて七四八MHz以下、八一五MHz	○MHzを超えて八四五MHz以下、八八七MHzを超えて八八九MHz以下、八九三MHzを超えて九四〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超えて一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超えて一、七八四・九MHz以下又は一、九〇〇MHzを超えて一、九八〇MHz以下

無線設備の区別	周	波数
基地局の無線設備	八三二MHzを超えて八三四MHz以下、八三八MHzを超えて八四六MHz以下、八六〇MHzを超えて八九〇MHz以下、九四五MHzを超えて九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超えて一、八七九・九MHz以下又は二、一〇〇MHzを超えて二、一七〇MHz以下	八一五MHzを超えて八四五MHz以下、八八七MHzを超えて八八九MHz以下、八九三MHzを超えて九四〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超えて一、四六二・九MHz以下、一、七四九MHzを超えて一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超えて一、九八〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超えて七四八MHz以下、八一五MHz	○MHzを超えて八四五MHz以下、八八七MHzを超えて八八九MHz以下、八九三MHzを超えて九四〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超えて一、四六二・九MHz以下、一、七四九MHzを超えて一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超えて一、九八〇MHz以下

一、五一〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下、一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによって、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。ただし、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものであつて隣接する二の搬送波を受信するもの及び拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものであつて二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつてはこの限りでない。

イ **七八八 MHz を超え七八八 MHz 以下** の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五 MHz 低い周波数

ロ **七八八 MHz を超え七八八 MHz 以下** の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五 MHz 低い周波数

3 (5) (略)

(シングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周 波 数
基地局の無線設備	七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・

MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下、一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下

一・二 (略)

2 (略)

一 (略)

イ **八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・**

3 (5) (略)

(シングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 (略)

無線設備の区別	周 波 数
基地局の無線設備	八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・

2 一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
<p>前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによって、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。</p> <p>イ 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五 MHz 低い周波数</p>	<p>シングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備</p>	<p>七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下</p>	<p>え九六〇 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下</p>

2 一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
<p>前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによって、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。</p> <p>イ 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五 MHz 低い周波数</p>	<p>シングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備</p>	<p>八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下</p>	<p>九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下</p>

四〇五 (略)

一～五 (略)
3・4 (略)

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。

（表略）

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信するにによって、次に掲げる周波数が自動的に選択される。し。

イ 八一五MHz を超え八四五MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、収信した電波の周波数より四五MHz 低い周波数

四〇七 (略)

一～五 (略)
3・4 (略)

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。）の条件に適合するものでなければならない。

（表略）

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信するにによって、次に掲げる周波数が自動的に選択される。し。

イ 八一五MHz を超え八四五MHz 以下又は九〇〇MHz を超え九一五MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、収信した電波の周波数より四五MHz 低い周波数

別表第一号（第5条関係）

注 1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア～エ (略)

オ 718MHz を超え748MHz 以下、773MHz を超え803MHz 以

下、815MHz を超え845MHz 以下、860MHz を超え915MHz 以

以下、又は915MHz を超え960MHz 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び

別表第一号（第5条関係）

注 1～30 (略)

31 (略)

(1) (略)

ア～エ (略)

オ 815MHz を超え845MHz 以下、860MHz を超え915MHz 以

下又は915MHz を超え960MHz 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び

線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(ア)・(イ) (略)	時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局
力～サ (略)	(ア)・(イ) (略)
(2)～(18) (略)	力～サ (略)

32～53 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第11 (略)

第12

1 (略)

2 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行いう無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下又は915MHzを超えて845MHz以下、860MHzを超えて915MHz以下又は915MHzを超えて960MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)～(3) (略)

3～6 (略)

第13～第62 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第11 (略)

第12

1 (略)

2 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行いう無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超えて915MHz以下又は915MHzを超えて960MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)～(3) (略)

3～6 (略)

第13～第62 (略)

註記

(施行期日)

第一条 い)の命令は、公布の日から施行する。

(携帯無線通信を行う無線局等に係る経過措置)

第一條 い)の省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を取付、又は免許を申請していふものの命令による改正前の設備規則(以下「旧規則」といふ。)第四十九条の大の四、第四十九条の大の五又は第四十九条の大の九に規定する無線局の無線設備の条件についていふものの省令による改正後の設備規則(以下「新規則」といふ。)の規定にかかるが、なお従前の例によるものとする。

2 い)の省令の施行の際現に受けたる旧規則第四十九条の大、第四十九条の大の五又は第四十九条の大の九に規定する無線局の無線設

備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合證明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合證明等」という。）は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。